

札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成12年条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考																				
<p>第1条 （省略）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中高層建築物 次のいずれかに該当する建築物をいう。</p> <p>ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域若しくは工業地域又は用途地域の指定のない区域のうち別表に掲げる区域内の建築物（その敷地の一部がこれらの地域内にあるものを含む。）で、その高さが10メートルを超えるもの</p> <p>イ （省略）</p> <p>(2)～(6) （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>第3条～第30条 （省略）</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="136 959 956 1385"> <thead> <tr> <th></th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画手稲山口地区地区計画の区域</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画新川北地区地区計画の区域</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画清田・真栄地区地区計画の区域</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画前田公園南地区地区計画の区域</td> </tr> </tbody> </table>		区域	1	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画手稲山口地区地区計画の区域	2	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画新川北地区地区計画の区域	3	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画清田・真栄地区地区計画の区域	4	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画前田公園南地区地区計画の区域	<p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>第2条 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>(1) （現行のとおり）</p> <p>ア （現行のとおり）</p> <p>イ （現行のとおり）</p> <p>(2)～(6) （現行のとおり）</p> <p>3 （現行のとおり）</p> <p>第3条～第30条 （現行のとおり）</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1032 959 1852 1385"> <thead> <tr> <th></th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>（削る。）</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画新川北地区地区計画の区域</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（削る。）</td> </tr> </tbody> </table>		区域		（削る。）	1	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画新川北地区地区計画の区域	2	（現行のとおり）		（削る。）	<p>（参照部分）</p> <p>手稲山口地区地区計画及び前田公園南地区地区計画の区域に用途地域が指定されたことに伴う規定整備</p>
	区域																					
1	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画手稲山口地区地区計画の区域																					
2	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画新川北地区地区計画の区域																					
3	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画清田・真栄地区地区計画の区域																					
4	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画前田公園南地区地区計画の区域																					
	区域																					
	（削る。）																					
1	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画新川北地区地区計画の区域																					
2	（現行のとおり）																					
	（削る。）																					

5	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画曙11条2丁目地区地区計画の区域
---	--

3	(現行のとおり)
---	----------